

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年11月16日

支出負担行為担当官
大阪航空局長 川勝 弘彦

1. 業務概要

- (1) 業務名 那覇空港統合庁舎受配電設備機器製造及び設置外4件実施設計
(電子入札対象案件)
- (2) 業務場所
沖縄県那覇市(那覇空港内)
- (3) 業務内容
本業務は、以下に示す5件の実施設計を行うものである。
 - 1) 那覇空港統合庁舎受配電設備機器製造及び設置実施設計
老朽化に伴い、統合庁舎受配電設備機器の製造、設置に必要な設計を行う。
 - 2) 那覇空港消防分庁舎受配電設備機器一式製造及び設置実施設計
滑走路増設事業に伴い、新消防庁舎受配電設備の製造・設置に必要な設計を行う。
 - 3) 那覇空港第二庁舎S系変圧器盤改造作業実施設計
第二庁舎SMC室の整備に伴い、S系変圧器盤改造に必要な設計を行う。
(SMC: System operation Management Center システム運用管理センター)
 - 4) 那覇空港増設滑走路用CNS通報盤設置工事实施設計
滑走路増設事業に伴い、増設滑走路用CNS通報盤の設置に必要な設計を行う。
(CNS: Communication, Navigation, Surveillance 通信・航法・監視)
 - 5) 那覇空港増設滑走路用進入角指示灯監視装置一式製造及び設置実施設計
滑走路増設事業に伴い、進入角指示灯監視装置の製造・設置に必要な設計を行う。
- (4) 履行期限 平成31年3月22日まで
- (5) 本業務は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出及び入札を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時までに大阪航空局の平成29・30年度一般(指名)競争参加有資格者のうち「建設コンサルタント」のA等級又はB等級の認定を受けていること。
(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（平成28年10月3日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書及び資料の提出期限の日から開札日までの期間に、大阪航空局長より航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する（建設）業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - 1) 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ①親会社と子会社の関係にある場合
 - ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 2) 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社の一方が更正会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- (7) 次に掲げる実績を有すること。

平成15年4月1日以降に元請けとして完了した下記の業務実績を有すること。（再委託としての実績は除く。設計共同体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。）なお、国土交通省の発注した業務である場合は、業務成績評定の評定点が60点未満であるものを除く。

 - ・ 建設業法施行令第15条に該当する公共性のある施設又は工作物に係る、公称電圧6.6kV以上の高圧受配電設備の製造又は設置工事の設計業務
- (8) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を本業務に配置できること。
 - 1) 管理技術者は平成15年4月1日以降に完了した上記（7）の要件を満たす業務に従事した経験を有する者であること。なお、照査技術者としての実績は認めない。
 - 2) 競争に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (9) 大阪航空局が発注した航空灯火施設工事又は電源設備の設計業務で、平成28年4月1日以降に完了した業務実績がある場合においては、これらに係る業務成績評定の平均が60点以上であること。
- (10) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 入札手続等

- (1) 担当部局
〒540-8559
大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館15階
国土交通省 大阪航空局 総務部 契約課 契約係
電話 06-6949-6206 FAX 06-6949-6220
- (2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法
交付期間 平成30年11月16日から平成30年11月30日まで
交付場所 上記3.（1）担当部局
3.（1）の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、3.（1）担当部局に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。

また、電子データによる配布も行う。電子データによる受取を希望するものはその旨を3. (1)の担当部局へFAXで連絡すること。その際、FAXには件名、社名、担当者名及び送付先メールアドレスを記載すること。

交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

- (3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法
平成30年11月30日まで
1) 電子調達システムにより参加をする者は、提出期限までに申請書及び資料を下記(5)に掲げるURLに提出しなければならない。
2) 紙入札方式による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に提出しなければならない。
ただし、提出場所へ持参又は郵送(郵送は書留郵便に限る。提出期限内必着)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着)によることとする。
- (4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法及び入札執行回数
入札書は、電子調達システムにより平成30年12月17日午前9時から午後5時までに提出すること。ただし、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得たうえで、平成30年12月17日午前9時から開札日時までに上記3(1)あて持参すること。(郵送又は託送による提出は不可)
開札は、平成30年12月18日 午後4時、大阪航空局にて行う。
入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
- (5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先
電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>
上記(1)の担当部局と同様。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 入札保証金及び契約保証金
1) 入札保証金 免除。
2) 契約保証金 免除。
(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
(4) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(5) 手続きにおける交渉の有無 無。
(6) 契約書作成の要否 要。
(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.(1)に同じ。
(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3.(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、上記2.(2)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。
(9) 詳細は入札説明書による。